

## 生殖補助医療部会【検討課題1】に対する個人的見解

### 1. 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の条件

#### (1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることができる者の条件

- 加齢により妊娠できないことの判定基準  
⇒ 自然閉経の平均年齢(50~51歳)が良いと思います。
- 生殖補助医療の適応の判定基準  
⇒ 基本的には医師の裁量ということになると思いますが、個々の医師が決めるのは難しい点もあると思います。学会あるいは専門家集団で一応の基準を作るのが良いのではないのでしょうか。
- 生殖補助医療を受ける者の優先順位  
⇒ 設けなくて良いと思います
- 卵子あるいは余剰胚をうけることが困難な場合の判定基準  
⇒ 学会あるいは専門家集団で一応の基準を作っておいた方が良いと思います。

#### (2) 子宮に移植する胚の数の条件

- 移植する胚や子宮の状況  
⇒ 医師の裁量でよいと思います。

### 2. 精子・卵子・胚の提供の条件

#### (1) 精子・卵子・胚を提供できる者の条件

- ④感染症等の検査
  - ・検査する感染症の種類  
⇒ 臓器移植などの際に行う検査に準じて決めるのが良いと思います。
  - ・卵子提供の際のウィンドウ・ピリオドの問題  
⇒ インフォームドコンセントを得ることが限界だと思います。
  - ・提供者への報告  
⇒ 知らせるべきだと思います。

#### (2) 精子・卵子・胚の提供に対する対価の条件

- 実費相当分  
⇒ 生殖補助医療の費用は施設によりかなり幅があると思いますので、ある程度の基準を決めた方が良いでしょう。
- 卵子のシェアリングに関する問題
  - ・医療費等の経費  
⇒ (同上)
  - ・提供する卵子の数と選別  
⇒ 提供者が優先されるべきと考えます。

#### (3) 精子・卵子・胚の提供における匿名性の条件

- 提供者の匿名性の保持  
⇒ 生まれてくる子の出自を知る権利は、本人の自己同一性という観点から大変重要だと思いますが、提供者およびその家族への影響を考えると、提供者の匿名性保持を原則とすべきだと思います。これが守られなければ、精子・卵子・胚の提供は難しいと考えます。
- 兄弟姉妹からの精子・卵子・胚の提供  
⇒ 個人的には賛成できません。「当該精子・卵子・胚の提供が生まれてくる子の福祉や当該精子・卵子・胚を提供する人に対する心理的な圧迫の観点から問題がない」という条件を確認することは難しいと思います。

#### (4) 提供者と被提供者の属性の一致等の条件

- ⇒ 属性を合わせる必要はないと思います。